

令和8年4月から一部の公共施設の料金が改定されます

施設の料金は、現在、施設の運営費と利用料金との差を市税などで補っています。太陽光発電などの光熱費削減の取り組みで運営費の節減に努めますが、物価高騰下でも引き続き、施設を安定的に運営するためには、利用する方に適正に料金を負担していただくことが必要です。

そこで、公共施設使用料等設定基準に基づいて、長期間見直しを行っていないコミュニティセンターやスポーツ施設、文化施設などの利用料金を、令和8年4月から改定します。

料金を改定する主な施設

コミュニティセンター(2時間当たり)

区分	改定前	改定後
講習室(60㎡)	300円	390円
集会室(38㎡)	190円	240円

スポーツ施設(2時間当たり)

区分	改定前	改定後
体育館、トレーニング室(個人使用)	220円	280円
野球場(1面)	1,440円	1,870円

文化施設(平日1日(13時間)当たり)

区分		改定前	改定後
市民会館	大ホール(1,001席)	102,950円	133,830円
文化センター	アートホール(497席)	98,030円	127,430円
若葉文化ホール	ホール(517席)	58,070円	75,490円

* 上記料金は上限額のため、実際に利用する際の料金と異なる場合があります。また、利用条件によって料金が変わります。

問い合わせ先

○公共施設使用料設定基準

財政課

☎ 245-5077 FAX 245-5535

メール zaisei.FIF@city.chiba.lg.jp

○コミュニティセンター・土気あすみが丘プラザ

市民総務課

☎ 245-5156 FAX 245-5155

メール somu.CIC@city.chiba.lg.jp

○勤労市民プラザ

雇用推進課

☎ 245-5278 FAX 245-5558

メール koyosuishin.EAE@city.chiba.lg.jp

○公園スポーツ施設

公園管理課

☎ 245-5777 FAX 245-5886

メール kouen-stkr@city.chiba.lg.jp

○その他のスポーツ施設

スポーツ振興課

☎ 245-5967 FAX 245-5592

メール sports.CIL@city.chiba.lg.jp

○文化施設

文化振興課

☎ 245-5262 FAX 245-5592

メール bunka.CIL@city.chiba.lg.jp

○生涯学習センター

生涯学習振興課

☎ 245-5953 FAX 245-5992

メール shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp

○斎場(火葬施設・葬儀施設)

生活衛生課

☎ 245-5213 FAX 245-5556

メール seikatsueisei.HWM@city.chiba.lg.jp

*令和8年4月からの指定管理者及び利用料金は、年末年始頃に、市ホームページや各施設内掲示に掲載を予定しています。